

党をはじめ既成政党にたいする批判勢の進出がめだった。五十六の議席をめぐって立候補者数はその約二倍の百九名で、その内訳は、民政党と民政系の同志会三十九名、政友会および政友系二十六名、社会民衆党とその系統十名、日本大衆党三名、労働党三名、革新派三名、自治派四名、中立二十二名となっている（『横浜貿易新報』昭和五年一月十六日付）。この選挙は浜口雄幸民政党内閣のもとで行われたので、数が比較的低めだつ中立候補者は、その多くが自称民政系の看板を掲げて票をかき集めようとしていたそうであるが、これもまた、選挙の大衆化という普選のなかの光景の一つであろう。それだけに、選挙戦もポスト1と言論が武器となり、演説会場を確保するのが困難であるといわれるほど、政党間の舌戦は火花を散らした（『横浜貿易新報』昭和五年一月十一日付）。ところで、横浜のこの市議選で目をひくのは、有吉忠一が市長に登場して以来、震災復興を名目に、既成政党の民政党・同志会と政友会が相互に妥協し、さらに、市長と協調して市政を運営してきた関係上、両派ともこの選挙で対立がみられなかったことと、この市政のありかたに無産各派が真向から挑戦したことである。民政・政友両派は、多少のニュアンスの相違はあるとはいえ、ともに工場誘致、外人招致、貿易振興、小商工業の救済、失業救済などを政見に掲げ、有吉市長の擁護をうたっていた。これにたいして無産各派は、有産階級の独占する市会を根本的に建て直す機会であり、勤労・無産大衆の「大多数の利益」「下層社会の幸福」の実現をスローガンに掲げ、具体的政策を打ちだして「名望家政治」と対決したのである（『横浜市史』第五巻下）。

選挙の結果は、民政党二十七、政友会十三、中立七、無産政党七（社会民衆党二・日本大衆党三・労働派一・その他二）、革新派二一という配置になった。このなかで特筆すべきことは、投票率が約七六・六％という高率を示し、無産各派、中立派、革新派が批判勢力として大躍進した事実であり、『横浜市史』が説くように、無産各派の進出は市民を驚かせ、「協調市会の体質的变化」を意味する指標になったことである。社会情勢の変動は、微妙に市政に反映していた。

### 第三節 恐慌と県政・町村政

#### 一 恐慌対策の基調

##### 消費節約への道

金融恐慌以降の経済難局を克服する妙案と良策がないことは、一九二九（昭和四）年八月、時の首相浜口雄幸が国民にあてた文書「全国民に訴ふ」をみてもあきらかである。このなかで、浜口は財界の不況、

国民所得の減少、財政の悪化を克服し、「奢侈浪費の風」を改善し、「政府の為」ではなくして「国民自身の為」「国家全体の為」に財政の整理緊縮と消費節約を訴えた。このチラシは、産業の萎靡沈衰、貿易の輸入超過、為替相場の低落、関東大震災後の経済不況のもとで、このままでは景気の回復をはかることは望めないという意図から配布されたものである。そして、「国民経済の根抵」を培養しつつ「金の解禁」に踏みきることを示唆した宣伝文章ともなっていた。浜口首相は、そのなかで、次のように述べていた。

「財政の緊縮と消費の節約とが充分に実行せられるに至りますならば、茲に始めて経済建直し国民生活安定の必要条件であり、且つ財界年来の懸案たる金輸出の解禁も断行することが出来るのであります。……緊縮節約は固より最終の目的ではありませんが、之に依って国家財政の基礎を鞏固にし、国民経済の根抵を培養して、他日大に発展する素地を造らむが為であります。明日伸びむが為めに、今日縮むのであります。」

それゆえに、経済を建て直して金解禁にまで踏みきるために、「財政緊縮」「消費節約」を掲げて、ここから国民教化の意図



津久井郡内郷村の納税宣伝のポスター  
津久井郡郷土資料館蔵

のもとに安達謙蔵内相を会長として、内務・大蔵・農林・商工等の政務次官クラスを委員とする公私経済緊縮委員会という中央委員会を設置して、さらに府県単位で知事を中心とする公私経済緊縮地方委員会を設け、全国的にこの運動の組織網をはりめぐらし、運動を推進しようとした。

公私経済緊縮委員会は、八月十三日、第一回委員会を開き、「計画要綱」を決定した。その趣旨は以下のようになっている。

「戦時好況時代に馴致せられたる浮華放縱の弊夙に深く人心を浸し、経済的反動及び大震災に遭遇せるも浪費贅沢の風尚更まる所なし、国民精神著しく弛緩し、他面産業の萎靡不振既に久しく、貿易の逆調比年相亜ぎ、為替相場は平価を下ること遠く経済界に一大暗影を投じつつあるの現況は、真に国家の深憂たるを以てなり。仍て政府は自ら中央地方の財政の整理緊縮を断行して其の基礎を鞏固ならしむると共に、一般国民の自覚奮起を促し、举国一致消費を節し、冗費、浪費を排して国民経

をにじみだしながら、「経済緊縮」の計画を進めていくことになる。

ところで「消費節約」を国民的規模ではかるために、公私経済緊縮運動をくりひろげることとなった。

八月九日、政府は十九万五千円の予算をもって内務省

済の根柢を養ひ、以て当面の難局打開に努め、他日躍進の素地を作り、国力の充実伸張を図らんとす」(公私経済緊縮運動に関する計画要綱)『斯民』二四—二九、一九一九年。

この運動の基本線は、一 財政の緊縮、公債の整理、金輸出解禁の我が財政経済建て直しのために急務であることを説き国民の理解をもとめること、二 個人経済と財政ならびに国民経済との関係をあきらかにし、国民全般が協力して消費節約をなす必要を自覚励行せしむること、三 質素勤勉貯蓄を奨励し、生活を簡素にし、社会生活における各種の弊習を矯正し、進んで消費経済の各方面に工夫を加味していくこと、という三点に絞ることができる。公私経済緊縮運動の成否の鍵は、国家主義の見地から統制力と組織性をもって推進しようとしており、その意味でこの運動は恐慌下の体制改造にかかわりある性格のものとしてみることができよう。

### 経済生活の改善

政府が主導権をとって公私経済緊縮運動を実質的に推進しようとしていたことは、政府が運動の「計画要綱」、運動方法を通牒したにとどまらず、具体的に指示事項をあげていたことからもうかがえよう。内務省は八月下旬、道府県学務部長会議を開催し、一 運動にかんするパンフレット、リーフレットを速かに関係筋へ配布すること、二 運動の統計図表を地方の展覧会、講演会で十分に利用すること、三 優良国産品、外国品代用の国産品の種類・品目の使用を一般に奨励すること、四 道府県などの主催により主要地で趣旨徹底のために講演会を開くこと、主要都市で九月中に指導者を主とする講演会を開催すること、五 講演会にかんする隣接道府県の連絡を密にすること、六 講演会講師の派遣については時間的余裕をもたせて申請すること、を指示していた(『大阪朝日新聞』昭和四年八月二十七日付)。

こうして、神奈川県では、九月十七、二十七日付の『県公報』に公私経済緊縮、あとで述べる教化総動員に関する通牒を掲載した。そして、山県知事は、この月開催された市町村長会議で地域の運動の方向づけをあきらかにした。山県知事は市町村

長を前にして「国体観念」を明徴にし、「国民精神」を作興すること、「経済生活ノ改善」をはかり「国力」を培養するという趣旨の教化総動員を推進するために各種社会教化機関の「連絡統制ノ機関」ともいふべき委員会を設置することを公にするるとともに、公私経済緊縮に関して次のように述べていた（資料編 11近代・現代(1)三三）。

本県ニ於テモ其ノ趣旨ヲ体シテ今回公私経済緊縮委員会ヲ設置シ諸君ノ理解アル協力ニ倚藉シテ中央地方相呼応シテ為政者ノ苦心ノ存スル所ト国民ノ処スヘキ途トヲ一般ニ周知セシメ国民ノ一大覚醒ヲ促カシ相率キテ浮華ヲ戒メ浪費ヲ省キ從來吾人ノ日常生活ノ方式ニ関シテハ合理的の見地ヨリ之ヲ改善シ真ニ举國一致節制ト力行トニ励ミ由テ国力ノ回復ト難局ノ打開トニ邁進セムコトヲ期ス

神奈川県におけるこの運動の根拠づけは、政府の見解にならったものである。そして、県当局は、指示事項で「市町村実行予算ニ関スル件」「滞納整理ニ関スル件」「教化総動員ニ関スル件」「生活改善ニ関スル件」などととも「公私経済緊縮委員会設置ニ関スル件」をあげていた。その内容は『県公報』（九月十七日）と同趣旨のものであり、「県ヲ中心トシタル公私経済緊縮神奈川県委員会ヲ組織スルト共ニ各市町村ニ市町村長ヲ中心トスル該委員会ヲ組織スルコト」を義務づけ、その実績を挙げていくために、「地方ノ財政、生活ノ状態ニ鑑ミ適切ナル実行事項ヲ協定」し、「管下ノ各種団体ト密接ナル聯絡ヲ保」つて、運動の普及徹底をはかるようにするよう指示していった。

#### 公私経済緊縮

「神奈川県公私経済緊縮運動計画要項」が発表され、運動の具体的な推進方法が提示されていた。「計画運動の具体化へ 要項」の内容は、前文と三つの項目、すなわち「公私経済緊縮運動ノ要項」「公私経済緊縮運動ニ関スル機関」

「公私経済緊縮運動ノ方法」からなり、付録として「公私経済緊縮神奈川県委員会規程」がついている。このうち「運動ノ要項」は政府の方針を述べたものであり、「運動ニ関スル機関」もすでにふれたような県委員会と市町村委員会についての規定を明示していた。そして、「運動ノ方法」について次のように内容づけられていた。

- 一 県告諭ヲ以テ公私経済緊縮運動ニ関スル要旨並ニ方法ヲ県下一般ニ論達スルコト
  - 二 公私経済緊縮運動ノ趣旨徹底方ニ付市町村長ニ対シ内務、学務両部長ヨリ通牒ヲ発スルコト
  - 三 市町村ニ於テハ委員会ヲ設ケ本運動ノ要旨ニ基ヅキ夫々地方ノ事情ニ適切ナル実行事項ヲ協議シ各種団体ト聯絡ヲ保チ之ガ実行ニ努ムルコト
  - 四 本運動ニ関スル各種機関ノ連絡統制ヲ図リ諸般ノ計画、宣伝、実施等ニツキ其ノ活動ヲ援助スルコト
  - 五 新聞、雑誌等ト聯絡ヲ図リ其ノ協力ヲ求ムルコト
  - 六 実業団体、教化団体、婦人団体等ノ民間団体ト聯絡ヲ図ルト共ニ学者、実業家其ノ他ノ篤志家ノ協力ヲ求ムルコト
  - 七 金解禁、国際貸借、列国ノ財政、公債及国富並ニ消費経済改善等ニ関スルポスター、冊子ノ頒布、映画ノ利用、講演会、講習会等ノ開催ヲ為スコト
  - 八 寺院、教会、劇場、活動写真館、其他ノ場所ニ於テ多衆集合ノ機会ヲ利用シ公私経済緊縮ニ関スル趣旨ノ徹底ヲ図ルコト
  - 九 公私経済緊縮ニ関スル優良ナル施設又ハ其ノ実績ヲ一般ニ推奨スルコト
  - 十 国産品ノ使用ヲ奨励スルコト
- この十項目をみてもあきらかなように、「運動ノ方法」は政府の方針を受けていっそう具体化されている。そのうち、一と二は、県レベルでの役割を中心に各地域での活動との関係を重視した手続上の事項であり、三以下は市町村レベルの運動の推進方法と内容を規定している。
- ところで県知事を会長とする公私経済緊縮神奈川県委員会はどのようなことを試みていたか。委員会は教化総動員神奈川県委員会と名をつらねて開催地市町村との共催により、十一月上旬から中旬にかけて講演会を開催していた。その場所は、小田原町、横須賀市、鎌倉町、厚木町、中野町の五か所である。講演会は公私経済緊縮の趣旨の普及、徹底をはかろうとするものであった。

この間、九月下旬から十月上旬にかけて、公私経済緊縮運動は県内の各市町村におろされていく。

## 二 公私経済緊縮運動の実情

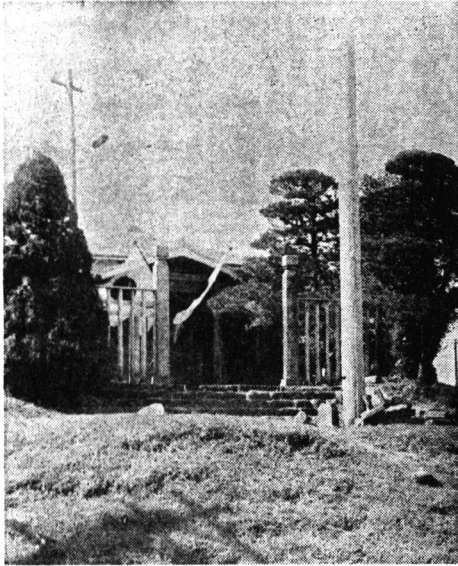
### 村での実践

高座郡相原村（現在 相模原市）の村長神藤芳太郎は、一九二九年十月十五日、村内の有力者に公私経済緊縮運動の委員を委嘱かたがた、来たる十九日に旭小学校で委員会を開催する旨の通知を發した。その文面の主要部分は以下のとおりである（相原村役場『公私経済緊縮ニ関スル書類』）。

先般政府ニ於テハ公私経済緊縮運動ニ関スル計画ヲ樹テ全国一斉ニ之ガ普及徹底ヲ図ル事ト相成本県ニ於テモ委員会ヲ組織シ中央ト相呼応シテ之ガ実績ヲ挙クル事ト相成候ニ付テハ本村ニ於テモ其ノ方針ニ依リ速カニ地方委員会ヲ組織シ夫々地方ニ適切ナル具体的実施方法ヲ決定シ一般ニ対シ右趣旨ノ普及徹底ヲ期セラルル様本県庁ヨリ通牒シ次第モ有之候ニ付本村モ実施致シ度

相原村の場合、村当局は政府―県の通達に接しこの運動を積極的に受けとめようとする姿勢をとっていたもようである。その事情は、委員の委嘱をかたがた同時に至急委員会を開催しようとしていた関係から読みとれる。さらに村長神藤芳太郎が高座郡町村長会長の職にあり、そのため彼は、この村をして郡下の教化総動員、公私経済緊縮運動の中心にしようとしていたようである。

相原村は、今日の相模原市域に属する旧七か町村のうち小作率のもっとも高い村で、『神奈川県統計書』の一九三五（昭和十）年来の数字で見ると、農家総戸数五百十五戸のうち、自作農は八十戸の一六割、小作農は二百五十一戸の四九割、自小作農は百八十四戸の三五割となっている。神奈川県下においても「小作ノ割合多シ」といわれていた。民力の程度は、神奈川県



相原村役場

相沢栄久氏蔵

経済部『相模原土地利用計画書』（一九三五年）によると、「富ノ程度ハ県下ニ於テ中若シクハ中以下ニアルモノノ如ク、食糧生産ノ不足、繭価ノ不況ニ依ル農家ノ窮乏ハ、畑所ニ於テ殊ニ著シキモノアリ」とみなされていた。畑作地帯である相原村では、農地面積九百三・四ヘクタールのうち、田はわずかに、三・九ヘクタールで、八百九十九・五ヘクタールが畑であり、恐慌の波をもろにかぶっていた（『相模原市史』第四巻）。だから、村長以下村の関係者は、こうした農村の実情を自力で回復していくためにも、公私経済緊縮運動を積極的に推し進めていかざるをえなかったのである。

たしかに、この村は運動への取り組みがはやかかった。その事情は、相原村で公私経済緊縮委員会が開かれていたその日に、他町村では運動への着手の督促を受けていたという事態からもうかがえよう。すなわち、十月十九日、神奈川県町村長会新田信、高座郡町村長会長神藤芳太郎をはじめ郡教育会長、郡連合青年団長、郡連合在郷軍人分会長、郡小学校長会長、郡女子連合青年団長、郡総教会長、郡神職会長、湘南中学校長の連名で、「客月十七日及二十七日の県公報所載教化団体総動員及公私経済緊縮に関する件は最も事局に適合したる施設と思考する次第に存候、貴村に於ても既に御計画中の事とは存じ候へども至急県の出旨に添ふ様致度候条何分の御努力を煩度右得貴意候也」という通知を発していたのである。

相原村の公私経済緊縮委員会、つまり、公私経済緊縮相原村委員会は、十月十九日午後二時三十分から旭小学校裁縫室で開かれた。村長を会長とするこの委員会は、会長一、副会長一、委員二十四、役場吏



員で構成される幹事長一、幹事三、書記一というメンバーでかたちづけられている。この日出席したのは、役場側から会長・幹事長・幹事の計三名、委員は明治・大正年間すでに村の助役・村長職を歴任して瀬谷銀行橋本支店長をつとめる相沢菊太郎他十一名であった、また番外として小学校長が出席していた。まずまずの出席率である。当日の委員会の協議事項は、一 委員会規程および実行事項について、二 委員会協定事項を村内に周知せしむる場合には五人組部長に委託すること、三 本会役職員は無給とすること、の三点であった。

この協議事項の第一点、公私経済緊縮相原村委員会規程は、全体で六か条で、県委員会の規程を準用し、村委員会は、会長である村長と副会長の村助役が中心になり、そのもとで会長の委嘱する幹事会が庶務を掌理し処理するという規程になっていた。そして、委員会は「公私経済緊縮ニ関スル諸般ノ調査講究」を行うとともに、それを実行していくことをはっきりとうたっていた。公私経済緊縮運動は、こうして、内務省を水源として、その系列をつうじて村落の生活共同体を基礎に行政組織を中心に諸団体と連携して推進されていったのである。

なお「実行事項要目」は次の二十四項にわたっていた。

一 国産品ノ使用ヲ奨励スルコト 二 公有物ノ浪費濫用ヲ慎シムコト 三 生活改善団体及貯蓄組合等ノ設置利用ヲ奨励シ一層其ノ内容ノ充実ニ努ムルコト 四 郵便年金簡易生命保険等ノ加入ヲ奨励スルコト 五 副業家庭内職等ヲ奨励シ余剩力ノ利用ニカムルコト 六 毎月俸給其ノ他収入ヨリ応分ノ金額ヲ貯金スルコト 七 生活ヲ簡素ニシ贅沢品ノ使用ヲ抑制スルコト 八 努メテ宴会ノ度数及其ノ費用ヲ節減スルコト 九 凶事ノ際ニ於ケル飲酒及香典返シ等可成之ヲ廃スルコト 十 虚礼ニ互ル形式的贈答ハ之ヲ廃止スルコト 十一 特ニ食事ニ招キタル場合ノ外妄リニ酒食ヲ供セサルコト 十二 予算生活ヲ実行シ家計簿ノ記入ヲ奨励スルコト 十三 日用品ノ買出シヲ奨励シ努メテ掛買ノ弊ヲ矯正スルコト 十四 衣類其ノ他調度品ハ此際成

ル可ク新調ヲ差控フルコト 十五 禁酒禁煙節酒節煙ヲ励行スルコト 十六 廢物利用ヲ工夫実行スルコト 十七 衣服ハ成可ク二重生活ノ煩ヲ避クルコト 十八 台所ノ改善ヲ図リ能率及衛生ノ向上ヲ図ルコト 十九 訪問ハ先ツ用談ヲ済マセ長座ヲ慎シムコト 二十 時間ノ利用ト励行ニ努メ規律アル生活ヲ奨ムルコト 二十一 勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ養ヒ生産能率ノ増進ヲ図ルコト 二十二 宴席ニ於テ酒盃ノ献酬ヲナサザルコト 二十三 電燈ハ不用時ニハ消燈シ之ガ節約ヲ図ルコト 二十四 道路ヲ愛護シ常ニ之ガ清掃ニカムルコト

この実行事項要目は、「神奈川県公私経済緊縮運動計画要項」のうちの「公私経済緊縮運動ノ方法」を具体化したものである。その特徴は、村民の私生活の規律づけを中心に、生活改善団体あるいは貯蓄組合等々の諸団体をつうじて生活改善を推し進めようとしている点である。また一方では、「国体觀念の明徴」「国民精神の作興」を旗印しに掲げて教化総動員運動をくりひろげているとはいうものの、個人の消費生活における「質素儉約」を骨子として実践要項をたてている点に留意する必要がある。

**運動と農家** その後、十月二十一日に村長神藤芳太郎は公文書「相発第四六九号」で県内務部長・学務部長あてに「公私経済の实情 濟緊縮運動ニ関スル件」を報告した。その内容は決定をみた委員会の組織と実行要項を別紙に記載したもので

あるが、村長はさしあたり運動としては、実行要目を印刷して各戸に配付しその実行を促し、委員もまたそれを督励するといふことである。この点はその翌日「相発第四七五号」で村内の伍人組部長あてに「公私経済緊縮ニ関スル印刷物配付方依頼ノ件」の通牒を發して印刷物を各戸に配布し、その実行を督励するようにした。この九月から十月にかけて公私経済緊縮運動のおもな内容は、「公私経済緊縮ニ関スル書類」から類推しても、県と市町村、市町村と住民との関係においては、教化総動員運動も含めて運動用のポスター、資料等の配付とか地域における講演会を中心に組みたてられていた。たとえば県は、学務部長



精神作興・勤儉週間のポスター

津久井郡郷土資料館蔵

名で町村長あてに九月十二日付で公私経済緊縮運動に関する参考資料のパンフレット「台所から見た金解禁」を一部ずつ送付し、同月二十四日には教化講演資料三種類を五部ずつ、「経済難局の打開に就て」一部ずつ配布していた。その後も県学務部長は市町村長あて通牒「教化動員用ポスター送付ノ件」(昭和四年十月二十一日)で、四種の教化動員用ポスターをそれぞれ市役所や町村役場をはじめ各小学校などに掲示して有効に使用するように配慮することを要請していった。ここに県の公私経済運動への熱のいれかたをうかがうことができよう。県のこの要請を受

けて相原村は教化の資料第七輯(文部省)四冊を、役場・小学校・青年団・在郷軍人分会に、教化の資料第一輯(神奈川県教化総動員委員会)九冊を、役場・小学校・青年団・女子青年団・在郷軍人分会・寺院四か所に配付していた。また、公私経済緊縮神奈川県委員会から送付してきた写真ならびに趣旨は、男女青年団・小学校・実業補習学校・在郷軍人分会にそれぞれ一部ずつ送付したのである。

このように教化総動員、公私経済緊縮計画に関する趣旨徹底をはかりとしたのは、この運動を地域で推し進めることのできるかどうかの鍵が、町や村の人びとにどの程度主体的に受けとめられるかどうかにかかっていたからである。だからこそ、

県や町村役場では青年団・在郷軍人分会のような団体を地域の運動の担い手に位置づけていく必要があり、彼らの自覚をうながしていかねばならなかった。そのためには、村長は教化総動員、公私経済緊縮に関する講演会にも村の関係者を積極的に動員していく。たとえば、十一月九日、厚木小学校における教化総動員神奈川県委員会・公私経済緊縮神奈川県委員会主催の講演会には、相原村では村会議員安室健太郎他十五名にたいして旅費を実費支給し、「万障御差繰り是非共聴講ノ為御出席相成度」と命令ともつかぬ通牒を発していたほどである。

ところで、相原村のように、村長が先頭にたつて運動を地域におろしていくと努力を傾けている反面、養蚕地帯であるこの地域の農家経済の破壊はいちじるしく、経済緊縮どころかすでに生活の破綻が進行しているという厳しい現実がよこたわっていた。

事実、『座間幸造日記』によると、相模原地域の生糸の市況は、一九二九年には前年の一元につき十三匁から十二匁台といくらか景気を回復していたが、春蚕はたいへん悪く、下溝などのように例年の五〇％程度しか収繭できなかった村落もあらわれていたほどである。また農作物も不作で早天つづきのため陸稲・芋薯類はほとんど枯死し、陸稲は例年の三〇％ぐらいしか収穫できなかった。ただし公私経済緊縮運動がくりひろげられたところの秋蚕収穫は比較的良好であったようである。しかし、上溝町（現在 相模原市）の市場での生糸市況を『横浜貿易新報』の「上溝糸況欄」で見ると、一九二九年六月には一元につき十二・七匁であったが、その後一九三〇年十月には三十三匁ないし三十八匁へと大暴落への下降線をたどっていた（『相模原市史』第四巻）。

このころ、相沢菊太郎は『相沢日記』（昭和四年六月十五日）で、当時の農家経済の窮乏化の背景を次のようにしるしていた。

目下当地方ハ殆ンド上簇ヲ了ル処、本年ノ藪安ヲ見込掃立ヲ控ヘタルニ、天候順調ノ為メ無肥料ノ桑モ案外繁茂スル有様ニテ、余リ桑頗ル多く、愈々蚕モ減産一方トナラン、早場ノ藪モ一貫目三円内外ニ始マリシモ、漸次下向ニテ二円六十銭内外ト云フ取引トナリ、当地産ノモノハ二円以上五十銭以下トナラン、実ニ生産費ニモ足ラザル価格ニテ、藪買人モ此安値ヲ見テ買氣ナキ有様、蚕業専門ノ当地方ハ殊ニ困難至極ナリ、而シテ蚕ハ何レモ上作ナリ、目下糸相場ハ三十六七匁ナリ

相沢はさらに六月十八日の『日記』に藪価をめぐって「言語ニ絶スル惨状人氣消沈」<sup>1)</sup>「秋藪モ此分ニテハ一貫目二円以下ニテ張合弱ク、実ニ手モ足モ出ヌ次第、此影響ハ自然地主ノ収入減ヲ見ルベク今后何トナルカ予想モ付カズ」と慨嘆していた。地主層ですら未来への展望をもちえない経済状態であった。ましてや自作農をはじめ圧倒的な比率をしめる自小作以下の農民層にとってみれば、悲惨さは想像を絶するものがあった。

**生活態様調査から** 公私経済緊縮運動は、農村の不況がふかまっていく一九二九（昭和四）年から三〇年にかけて、どのよ

**みた運動の効果** うに進められていったであろうか。相原村の『公私経済緊縮ニ関スル書類』により、県の公私経済緊縮

委員会と、郡市を単位とするこの運動の推進責任者である地方特別委員、さらに、市町村の運動関係をみると、それぞれの地域における生活態様調査をつうじて生活改善実行の基準を明示することに重点をかけていたもようである。こうして、一九三〇年三月五日、公私経済緊縮神奈川県委員会会長は、市町村長あてに、以下のような生活態様調査に関する文書を送付した。

本会ハ曩ニ特別委員会ヲ設ケ私経済調査並ニ国産品奨励ニ努メツツアルモ更ニ県下各地ニ亘リ生活態様ノ實際ヲ調査研究シ本県ニ於ケル生活改善実行ノ基準ヲ明カニシ以テ一層本会ノ目的ヲ徹底セシムルコト相成候ニ付テハ今般別紙ノ通地方特別委員ヲ委嘱致候間今後ハ右委員ト密接ナル連絡提携ヲ保チ本会施行ノ調査其ノ他ニ関シ特ニ御配慮相成度此段御依頼申上候

なおこの文書の追記部分においては、調査にあたってそれぞれの市町村で小学校、男女青年団等々と連携して適當の方法をこうじること、調査用紙は五種八様それぞれ五枚の計四十枚になることなどがつけくわえられていた。ちなみに、この調査用

紙の内容は、「結婚ニ関スル調査票」(一・二)、「出産年祝等ニ関スル調査票」(「入退営ニ関スル事項調査票」)「葬儀ニ関スル調査票」(一・二・三)となつてゐる。そして、この調査の趣旨は、「調査ニ関スル注意」でみると、「県下各地ニ於ケル生活全般ニ亘リ実情ヲ逐次調査シ之ニ基キテ生活改善実行ノ標準ヲ得ントスルモノナリ」(「本調査ノ結果ハ之ヲ整理ノ上美風良俗ハ一層之ヲ助長シ、弊風悪習ハ之ヲ改善ヲ期スル様専門家ノ指導ヲ得テ夫々適當ナル方策ヲ講ズルモノナリ」となつてゐる。このように、その目的は、生活改善の実行基準を設定し、「美風良俗」を日常生活の内側から規範化しようとすることにあつた。この「美風良俗」を助長し、「弊風悪習」を除去しようとするその狙いは、大正デモクラシーの零囲氣に根ざす思想変化とか、都市化・産業化にともなう生活様式の変化がもたらす奢侈、放縱の意識や態度を断ち切つてくることにもなつてゐた。

しかし、生活態様調査は、相原村でも、他町村と同様に順調にことが運んでゐたとは思われない。その証拠には五月十六日、公私経済緊縮神奈川県地方特別委員新田信の名義で、生活態様調査の件につき「其ノ筋ヨリ再三ノ提出方請求ノ次第モ有之候ニ付公務御多忙ノ折柄恐縮ニハ候フ共至急御提出相煩度懇望仕リ候也」と督促を受けていたほどである。もっともその後相原村から提出された調査報告をみると、公私経済緊縮運動が村びとにどの程度意識的に受けとめられていたか、はなはだあやしい結果となつてあらわれてゐた。報告から断片的ではあるが一例をあげておこう。まず「結婚ニ関スル調査票」(其ノ二)の設問Ⅰ「媒介者」のうちの問三「媒介者ニ対スル謝礼 イ、謝礼方法ハ金錢ニヨルヤ、物品ニヨルヤ、物品ニヨル場合ハ品名」にたいして、回答は「謝礼方法ハ凡テ金錢ニヨル、謝礼程度最高額拾五円最低五円位」となつており、さらに符箋をもつて「最高五十円多ク八十円乃至二十円」と記してゐた。また問Ⅱ「結納其他」の問一「結納品ノ種類及価格等」について、「イ、現在行ハレットツアル様式大要 ロ、品種及其ノ価格 ハ、結納ニ要スル費用最高最低普通」に関する回答は、

結納品はもっぱら結納金で、若干の物品も含めてその価格は五円内外、結納費用は「普通金ハ最高三百円最低五十円位」となっている。そうして「結婚ニ関スル調査票」の回答の実態部分をみると、個々の家では公私経済緊縮運動はそれほど効果をあげていたとは思われない。このことは「出産年祝等ニ関スル調査票」の出産に関する「産家ニ贈ル祝儀品又ハ産着ノ状況」について、「嫁又婿ノ家ヨリ祝儀品依服ヲ贈ル其価格大体十円乃至五十円位」という実情をみても、あるいは結婚費用が最高五百円、最低百五十円ぐらいで、その出費は年収の三〇%分ぐらいであるとか、葬儀費用は最高三百円、最低五十円という状況から推定してみても、「質素節約」の線から大きく逸脱していたといえるであろう。

もっとも、この調査票の回答の実態基準は、村の階層から判断すると、かなり上層の農家を中心としていたようである。すると、村の自作上層、地主層は「私」経済緊縮の実行要目を日常生活のなかに具体化し実行することにならずとも積極的ではなかったということになる。しかも、もう一方で破局状態にある下層農民にとって、公私経済緊縮の問題は、おのずから視界の外におかざるをえない。こういうこともあって、公私経済緊縮運動は、行政機関を中心とするレベルの運動に終始していかざるをえなかった。